

医療従事者等の賃金改善について

当院は、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5及び入院ベースアップ評価料(区分:105)を算定しています。

これは、医療従事者等の処遇改善(賃金引き上げ)を目的として、診療報酬の中に設けられた評価料です。

算定対象: 外来受診時(初診時・再診時)及び当院に入院されている患者様

対象職員: 40歳以上の医師を除く、当院に勤務する全職員(40歳未満の医師・看護師・医師事務・検査技師・リハビリ職員・薬剤師・事務職員等)

本評価料の趣旨を踏まえ、労働基準法その他関係法令を遵守し、職員の処遇改善に係る賃金改善を適切にしています。

加算による収入は対象職員の基本給・手当等の賃金改善に充てられ、外来・入院サービスの質の維持・向上に活用されています。

ご理解とご協力をお願い致します。

令和8年6月1日
医療法人溪和会江別病院
院長 品田 恵 佐